

## 蕨市建設工事請負競争入札参加者の格付取扱要領

(目的)

第1条 蕨市建設工事請負競争入札参加者の格付等に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、格付数値を定めるものとする。

(格付総合評定値区分)

第2条 要綱第2条第1項の格付は、別表のとおりA級、B級及びC級の3等級の総合評定値で区分する。

附 則 （平成17年4月1日決裁）

1 この要領は、蕨市建設工事請負競争入札参加者の格付等に関する要綱の施行の日から施行する。

附 則 （平成30年2月6日決裁）

この要領は、平成30年2月6日から施行する。

別 表

A級	B級	C級
900点以上	900点未満 700点以上	700点未満